



第2号様式(第4条関係)

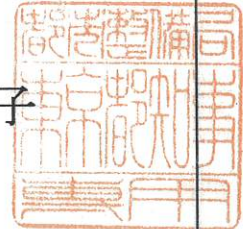
2 都市建字第 585 号

令和 2年 9月 18日

株式会社 エイト

青木 哲也 殿

東京都知事 小池 百合子



### 解体工事業者の登録簿への登録通知書

令和 2年 9月 3日 付けで申請のあった解体工事業については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり登録したので、同条第2項の規定に基づき通知します。

記

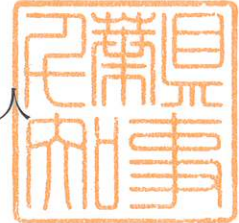
登録番号	東京都知事 (登一 2) 第	4204	号
登録の有効期間	令和 2年 9月 18日から	令和 7年 9月 17日まで	

注) 登録の更新申請を行う場合の書類の提出期限: 令和 7年 8月 17日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日)

技第9号の24号  
令和5年5月11日

株式会社エイト  
代表取締役 青木 哲也 様

千葉県知事 熊谷 俊人



解体工事業者の登録について（通知）

令和5年3月31日付けで申請のあったこのことについては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の規定により、下記のとおり登録したので、同法第23条第2項の規定により通知します。

記

登録番号 千葉県知事(登-5)第2477号

登録年月日 令和5年5月11日

登録の有効期間 令和5年5月12日から令和10年5月11日まで

注) 登録の更新申請を行う場合の書類提出期限：令和10年4月11日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日)

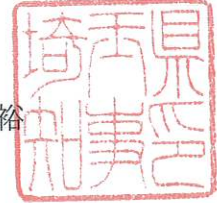
〒140-0004  
東京都

品川区南品川5-8-10

株式会社エイト  
代表取締役 青木 哲也 様

建管第10-15号  
令和5年4月28日

埼玉県知事 大野元裕



解体工事業の登録について（通知）

令和5年4月6日付けで申請のあった解体工事業については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の規定により、下記のとおり登録したので同法第23条第2項の規定に基づき通知します。

記

登録番号  
登録の有効期間

埼玉県知事（登-5）第3218号  
令和5年5月1日から令和10年4月30日まで  
（2023年5月1日から2028年4月30日まで）

（注）登録の更新申請を行う場合の書類提出期限： 令和10年3月31日  
（ 2028年3月31日 ）

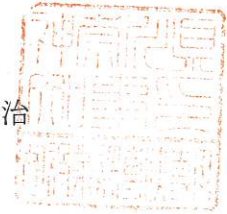
（解体工事業登録等省令第2条の規定に基づく）  
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）

建業第 1217 号  
令和 5 年 5 月 8 日

〒140-0004  
東京都品川区南品川5-8-10

(株) エイト  
代表取締役 青木 哲也 様

神奈川県知事 黒岩 祐治



### 解体工事業者の登録簿への登録について (通知)

令和5年4月3日付けで申請のあった標記のことについては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第23条第1項の規定により、次のとおり登録したので、通知します。

- 1 登録番号 神奈川県知事(登-5)第 2909 号
- 2 登録の有効期間 令和5年5月9日から令和10年5月8日まで
- 3 登録の更新を行う場合の期限 令和10年4月8日  
(ただし、この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)